特集 04
SPECIAL FEATURE

鹿児島県警察のワークライフバランス

夫婦で協力し家庭とキャリアを両立

交通部/交通機動隊/平成26年採用/巡査部長

私は幼い頃から柔道をしており、柔道で培った心身の強さを活かし、人々の安心安全を守る仕事がしたいと思い警察官になりました。高校生の頃、地元種子島で交通死亡事故が連続発生した際、本土から白バイ隊員が警戒のため来島しました。島ではなかなか見ることがない光景がとても印象に残っており、令和5年からは刑事課で勤務していましたが、心の片隅で白バイ隊員に憧れを持っていました。30歳を迎えて、その憧れも諦めかけていましたが、拝命12年目となる令和7年から交通機動隊員として勤務しています。これまで諦めることなく憧れを追い続けてこられたのは、家族の支えと職場の理解があったからだと感じています。我が家は妻も警察官で、共働きをしながら5歳の息子の育児に励んでいます。保育園への送り迎えや子どもの急な熱発への対応など、仕事と子育ての両立は簡単ではありませんが、理想のキャリアを歩むため、これまでさまざまな休暇制度を活用してきました。

息子が生まれた当時、私たち夫婦は種子島警察署に勤務しており、妻は特別休暇（産前・産後休暇）を利用して鹿児島市内で出産しました。当時は、男性の育児休暇が今ほど一般的ではありませんでしたが、上司から制度の活用を勧められ、出産補助休暇を取得しました。コロナ禍のため出産に立ち会うことはできませんでしたが、慣れない手つきで抱っこしながら疲弊した妻を支える中で、少しずつ父親として実感が湧いてきました。5日間の休暇を終えて帰島する時に感じた寂しさは、今でもはっきり覚えています。出産から1か月後には、家族3人での生活が始まりました。幸い保育園に空きがあり、約1年後に妻は職場復帰することができました。なかなか寝つかない子どもだったため育児は大変でしたが、上司が妻と私の当番日が重ならないよう勤務シフトを配慮してくれたおかげで、夫婦で協力しながら子育てに向き合うことができました。

その後、離島勤務を終えて刑事部、そして現在の交通機動隊へと異動しましたが、運動会など子どもの行事には欠かすことなく参加できています。仕事と家庭を両立するための制度が充実しているだけでなく、率先して制度の活用を後押ししてくれる職場環境に心から感謝しています。日々成長する息子の姿を見守りながら生活できることが、仕事の活力にもつながっています。これまで支えていただいた周囲の方々に報いるためにも全力で職務に取り組み、白バイ隊員として県民の安全を守ることで恩返ししていきたいです。

主な休暇制度

年次有給休暇

年間20日間の年次有給休暇、未取得分を翌年へ繰り越すと最大40日取得可

年間 20日 / 最大 40日

ワークライフバランスを確保するため、以下のような場合に休暇取得を推進しています。

時差出勤制度

一人一人のライフスタイルを尊重し多様な働き方を実現するために、6つのパターンから勤務時間を選択することが可能です。

対象
- 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
- 日常生活に支障がある親族を介護している職員

通常勤務 8:30〜17:15

早出A	早出B	早出C	遅出A	遅出B	遅出C
7:00〜15:45	7:30〜16:15	8:00〜16:45	9:00〜17:45	9:30〜18:15	10:00〜18:45
（正午から午後1時まで休憩）	（正午から午後1時まで休憩）	（正午から午後1時まで休憩）	（正午から午後1時まで休憩）	（正午から午後1時まで休憩）	（正午から午後1時まで休憩）

WORK-LIFE BALANCE

家族も、自分も守る

仕事も育児もチームで。家族のために支え合う。

警察官の仕事は、時に大きな責任や緊張を伴うもの。だからこそ、しっかり休むこと、自分の時間を大切にすることも、とても大事です。鹿児島県警では、ライフステージの変化や家庭の事情にも柔軟に対応できる制度や環境が整っており、職員一人ひとりが、仕事と生活を自分らしく両立できるよう支援しています。

出産・育児を支える主な制度

産前・産後休暇

出産前の8週間と出産後の8週間、女性職員が取得できます。

出産前 8週間 + 出産前 8週間 = 合計 16週間

出産補助休暇

配偶者が出産する場合に、出産に係る入院の日から出産後2週間を経過するまでの期間のうち3日以内で**男性職員**が取得できます。

育児休暇

生後1年6月未満の子供への授乳や託児所への送迎等のための休暇が取得できます。

1日 45分 × 2回
もしくは 1日 90分 × 1回

看護休暇

中学校に入学するまでの子供、配偶者や父母を看護する場合に取得できます。

育児参加休暇

配偶者が出産する場合に、当該出産に係る子又は小学校に入学するまでの子の養育のために、出産予定日の8週間前から出産の日以後1年を経過するまでの期間のうち5日以内で**男性職員**が取得できます。

妊娠中に利用可能な制度

保健指導・健康診査/通勤混雑緩和/休息・補食/つわり休暇

妊婦検診等を受ける場合や妊娠によるつわりのため勤務することが困難な場合等に利用できます。

育児短時間勤務

子供が小学校に入学するまでの間、いくつかの勤務パターンから選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができます。

育児休業

子供が3歳になるまで取得可能。もちろん男性も取得できます。

3年